



The Canon Institute for Global Studies

CIGS Working Paper Series No. 26-0013J

光熱費抑制法案

第Ⅰ部：脱炭素政策の費用対効果評価と高コスト政策の実施制限

第Ⅱ部：国会提出資料一式

杉山 大志（キヤノングローバル戦略研究所）

2026. 7

※Opinions expressed or implied in the CIGS Working Paper Series are solely those of the author, and do not necessarily represent the views of the CIGS or its sponsor.
※CIGS Working Paper Series is circulated in order to stimulate lively discussion and comments.
※Copyright belongs to the author(s) of each paper unless stated otherwise.

General Incorporated Foundation

The Canon Institute for Global Studies

一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所

Phone: +81-3-6213-0550 <https://cigs.canon/>

光熱費抑制法案

脱炭素政策の費用対効果評価と高コスト政策の実施制限

2026 年 7 月

平易な要約

脱炭素政策を実施するなら、政府はまず、二酸化炭素（CO₂: carbon dioxide）を 1 トン削減するためにいくらかかるのかを示さなければならない。政府が政策として認める 1 トン当たり便益 B から、その費用 C を差し引いた $B-C$ が正にならない政策は、脱炭素政策として実施してはならない。光熱費抑制法案は、この単純な規律を、補助金、規制、料金制度、基金、税制、技術開発政策に横断的に及ぼすものである。

要旨

本稿は、脱炭素政策に伴う国民負担を抑制し、電気料金、ガス料金その他の光熱費への転嫁を制限するための新法として、光熱費抑制法案を提案する。焦点は、脱炭素政策の是非そのものではない。国民に負担を求める政策であれば、政府はその政策がCO₂を1トン当たり何円で削減するのかを明示し、B-Cが正であることを示すべきである、という行政統制の原則にある。

本稿では、CO₂削減1トン当たり費用をC、政府がCO₂削減1トンに認める政策上の便益額をBと定義する。脱炭素政策として実施を認める基本条件是、 $B-C > 0$ である。Bは、炭素の社会的費用（SCC: Social Cost of Carbon）に近い概念として説明できるが、本法案では科学的に一義的に推計される値ではなく、政府が設定し公表する政策変数として扱う。

日本には、規制影響分析（RIA: Regulatory Impact Analysis）の制度が既に存在する。しかし、脱炭素政策は、法律上の規制だけでなく、基本計画、告示、判断基準、補助金、基金、賦課金、料金算入、税制上の特例を通じて実施される。現行のRIAだけでは、これらを横断してB-Cを算定し、実施可否を判定する制度にはなっていない。光熱費抑制法案は、既存のRIAを否定するものではなく、脱炭素政策についてRIAを実質化する制度である。

さらに本稿は、独立色の強い第三者機関として光熱費抑制委員会を設置し、Bの設定、Cの算定方法、評価書の審査、事後評価、国会報告を担わせることを提案する。技術開発政策については、キル・メトリクス（kill metrics）を導入し、一つでも達成できないと判明した場合には、当該プログラムを脱炭素政策として停止することを明記する。

本稿では第I部で法案の概要について説明し、第II部では国会提出資料一式の案を提示する。

キーワード：光熱費、脱炭素政策、費用便益分析、規制影響分析、B-C、キル・メトリクス、政策評価

目次

第I部 論文

1. 問題の所在
 2. 現行制度とその限界
 3. B-Cによる判定基準
 4. Bを政策変数として定める理由
 5. 米国制度から得られる示唆
 6. 光熱費抑制法案の制度設計
 7. 光熱費抑制委員会
 8. 技術開発政策とキル・メトリクス
 9. 結論
- 付録：重要脱炭素政策評価書の標準項目案
参考文献

第II部 国会提出資料一式

第 I 部 論文

1. 問題の所在

脱炭素政策は、環境政策であると同時に、家計負担、産業競争力、財政、エネルギー安全保障に直接作用する経済政策である。電源構成の変更、建築物の省エネルギー規制、非化石電源の調達義務、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT: Feed-in Tariff）及びフィードインプレミアム制度（FIP: Feed-in Premium）、グリーントランスフォーメーション（GX: Green Transformation）関連の支援は、制度上の名目が異なっているが、最終的には税、賦課金、料金、製品価格、規制遵守費用として国民に転嫁される。

典型例が再生可能エネルギー発電促進賦課金である。経済産業省（2026a）は、2026 年度の賦課金単価を 1kWh 当たり 4.18 円とし、月 400kWh を使用する標準家庭では月 1,672 円、年 20,064 円の負担になると公表している。これは、脱炭素政策の費用が、国民に見えにくい形で光熱費に組み込まれることを示す。

本稿の問題意識は、脱炭素政策を一律に否定することではない。問題は、費用対効果が示されないまま、又は政策上の便益を上回る費用が明らかであるにもかかわらず、国民負担が発生する制度が拡大していることである。脱炭素政策を実施するなら、政府はまず、CO₂ を 1 トン削減するためにいくらかかるのかを示しなければならない。

この問いは、脱炭素政策に固有の強みを用いるものである。脱炭素政策の成果は、最終的には二酸化炭素（CO₂: carbon dioxide）その他の温室効果ガスの削減量に換算される。したがって、政策手段が規制であれ、補助金であれ、税制であれ、料金制度であれ、共通の物差しで評価できる。光熱費抑制法案は、この共通物差しを法律上の判定基準にすることを目的とする。

2. 現行制度とその限界

日本には、政策評価及び規制評価の制度が存在する。規制については、規制の新設又は改廃に際して費用、便益、代替手段を評価する規制影響分析が 2007 年 10 月 1 日から正式に義務付けられている（経済産業省 2026b; 国土交通省 2026）。この制度は、行政が規制を導入する際に、目的、必要性、費用、便益を説明するための重要な枠組みである。

しかし、脱炭素政策については、RIA が実質的に十分機能してきたとは言い難い。たとえば、エネルギー供給構造高度化法に基づく非化石電源比率の目標は、小売電気事業者に 2030 年度 44%という水準を求め、未達の場合には行政上の措置につながり得る制度である（資源エネルギー庁 2019）。また、建築物分野では、2025 年 4 月以降に新築される住宅・建築物に省エネルギー基準適合が義務付けられ、2030 年までに基準をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH: Net Zero Energy House）及びネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB: Net Zero Energy Building）水準へ引き上げる方針が示されている（国土交通省 2025）。これらは国民負担を伴う規制であるが、CO₂ 削減 1 トン当たり費用を明示し、政策上の便益と比較して実施可否を判定する制度にはなっていない。

さらに、脱炭素政策は、狭義の規制にとどまらない。政府の基本計画、審議会資料、告示、判断基準、補助金、基金、価格差支援、税制上の特例、賦課金、電気料金への算入など、複数の経路を通じて実施される。このため、個々の規制について形式的な RIA が存在しても、国民負担全体と CO2 削減効果を一貫した基準で把握することは難しい。

光熱費抑制法案は、既存の RIA を置き換えるものではない。むしろ、脱炭素政策について RIA を実質化し、規制以外の政策手段にも同じ評価規律を及ぼすものである。すなわち、政府が脱炭素を理由として国民負担を発生させるなら、政策決定前に C を算定し、B-C を公表することを義務付ける。

3. B-C による判定基準

本稿では、脱炭素政策の判定基準を、できる限り単純な形に置く。複数の評価指標を並べると、費用対効果が悪い政策であっても、別の指標を理由として継続されやすい。光熱費抑制法案の核心は、B-C による判定である。

表 1 判定に用いる基本概念

記号	意味	政策上の扱い
C	CO2 削減 1 トン当たり費用。政策実施ケースと基準ケースの追加社会費用を、追加的な CO2 削減量で割った値。	C が低いほど、同じ削減量を安く実現している。
B	政府が CO2 削減 1 トンに認める政策上の便益額。	政府が明示的に設定し、公表する政策変数。
B-C	政策上の便益 B から CO2 削減 1 トン当たり費用 C を差し引いた純便益。	B-C が大きいほど、脱炭素政策としての費用対効果が高い。
B-C>0	脱炭素政策として実施を認める基本条件。	B-C がゼロ以下の政策は、脱炭素政策として実施しない。

C は、政策実施ケースと基準ケースの差として算定する。分子には、国費、税制上の減収、基金支出、賦課金、料金算入、規制遵守費用、行政費用、関連インフラ費用など、政策によって追加的に発生する社会費用を含める。分母には、追加性のある CO2 削減量を置く。したがって、既に市場で進む削減や、他政策によって達成される削減を二重に算入してはならない。

B は、政府が CO2 削減 1 トンに認める政策上の便益額である。経済学では、これに近い概念として炭素の社会的費用（SCC: Social Cost of Carbon）が用いられる。しかし、本法案における B は、科学的に一義的に推計される数値ではない。B は、政府が国民に対して明示し、政策判断の責任を負って設定する数値である。

判定基準は、B-C>0 で足りる。B がゼロであれば、正の費用を伴う CO2 削減政策は、脱炭素政策としては正当化されない。B が負であれば、CO2 削減そのものには政策上の正の便益を認めないことになる。この場合であっても、政府が安全保障、産業政策、防災、技術基盤維持など別の政策目的から支出や規制を行うことはあり得る。しかし、その場合は脱炭素政策としてではなく、当該目的に基づく政策として説明されなければならない。

4. B を政策変数として定める理由

B を政策変数として扱う理由は、CO₂ 削減 1 トンの便益を科学的知見だけから一義的に定めることができないためである。気候変動の影響評価は、気候感度、損害関数、適応の程度、割引率、対象地域、所得分配の扱い、CO₂ 増加の好影響をどこまで含めるかによって大きく変わる。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）の第 5 次評価報告書第 2 作業部会は、追加的な約 2°C の温度上昇に伴う世界年間所得損失について、0.2% から 2.0% という範囲を示している。この推計は不完全であり、前提に依存し、分野や地域を十分に網羅していないことも同時に述べられている（IPCC 2014）。同じ IPCC の記述を見ても、損害評価には少なくとも一桁程度の幅がある。

また、CO₂ は悪影響だけを持つわけではない。杉山（2026）は、CO₂ 増加に伴う作物生産性向上、水利用効率改善、グローバル・グリーンング、寒冷関連死亡の減少などを積み上げ、中心推計で年間約 1.08 兆ドル、2024 年世界 GDP 比約 0.97% の好影響が存在すると試算している。この試算を採用するかどうかは別として、便益側を明示的に評価するか否かによって、B の値が大きく変わることは明らかである。

米国の動向も、同じ点を示している。米国環境保護庁（EPA: Environmental Protection Agency）は 2023 年に温室効果ガスの社会的費用（SC-GHG: Social Cost of Greenhouse Gases）に関する報告書を公表した（EPA 2023）。一方、2025 年の大統領令を受けた行政管理予算局（OMB: Office of Management and Budget）の文書は、温室効果ガスの社会的費用に関する省庁横断作業部会を解散し、関連する技術文書やガイダンスを政府方針として撤回する方向を示した（OMB 2025b）。同じ国においても、政権の政策判断によって扱いが変わるのであれば、それは自然科学上の定数ではなく、政策変数である。

したがって、光熱費抑制法案では、政府に B を設定させる。B を高く置く政府は、それだけ多くの脱炭素政策を正当化し得る。しかし、その場合でも、B-C がゼロ以下となる政策は認められない。逆に、気候変動の便益が損害を上回る、又は少なくとも国民負担を伴う脱炭素政策を正当化する純便益は存在しないと判断する政府は、B をゼロ又は負の値に置くことも理論上可能である。重要なのは、政府が B を暗黙のまま使わず、国民に対して明示することである。

5. 米国制度から得られる示唆

米国では、重要な規制について、費用便益分析（CBA: Cost-Benefit Analysis）と行政管理予算局内の情報規制問題室（OIRA: Office of Information and Regulatory Affairs）による審査が制度化されてきた。大統領令（EO: Executive Order）12866 は、重要規制について OIRA 審査に付す枠組みを定め、行政機関に対し、規制の便益が費用を正当化するか、又はより費用効果的な代替手段が存在しないかを検討させてきた（U.S. EPA 2026; OMB 2003）。2025 年には、2023 年版の OMB Circular A-4 が撤回され、2003 年版が復活しているが、規制分析を通じて費用と便益を比較するという基本発想は残っている（OMB 2025a）。

この制度は、日本がそのまま輸入すべき完成品ではない。米国制度は規制を中心とする一方、日本の脱炭素政策は規制、補助、税制、賦課金、料金算入、行政計画を通じて実施されるためである。それでも、政府が国民に負担を課す以上、費用と便益を明示し、第三者的な審査を受けるべきであるという発想は、光熱費抑制法案の制度設計に有益である。

米国の内国歳入法第 45Q 条の炭素酸化物隔離税額控除（45Q tax credit for carbon oxide sequestration）も、制度設計上の参考になる。同制度は、回収、貯留、利用された炭素酸化物の量に応じ、1 メトリックトン当たりで支援額を定める仕組みである。内国歳入庁（IRS: Internal Revenue Service）は、一般的な基礎額として、地中貯留について 17 ドル、石油増進回収（EOR: Enhanced Oil Recovery）又は利用について 12 ドル、直接空気回収（DAC: Direct Air Capture）について 36 ドルを示し、賃金及び見習い要件を満たす場合には 5 倍の額が適用されるとしている（IRS 2025）。

ただし、45Q を、米国が脱炭素政策一般を強化している例として扱うのは適切ではない。2025 年に成立した One Big Beautiful Bill Act は、45Q について、特定外国事業体等に関する制限を加え、2025 年 7 月 4 日後に供用される設備について、利用と地中貯留の間の税額の差をそろえる方向で改正した（IRS 2026）。したがって 45Q は、脱炭素政策の政治的方向性を示す例ではなく、支援額をトン単位で明示する制度設計の例として参照すべきである。

6. 光熱費抑制法案の制度設計

光熱費抑制法案の目的は、脱炭素政策に伴う費用を隠さず、B-C がゼロ以下となる政策を脱炭素政策として実施させないことである。ここでいう実施には、補助金の交付、基金支出、税制上の特例、料金算入、賦課金による回収、規制の新設又は強化、行政計画への記載を含める。国民負担を生じさせる経路が複数存在する以上、規律もそれらを横断しなければならない。

表 2 光熱費抑制法案の主要制度

制度	内容	効果
評価書作成義務	重要脱炭素政策について、政策決定前に評価書を作成し、公表する。	政策の費用と削減効果を国民に示す。
C 算定義務	CO2 削減 1 トン当たり費用 C を、統一的な算定方法で示す。	政策手段を越えて比較可能にする。
B 設定義務	政府が CO2 削減 1 トンに認める便益 B を明示し、定期的に見直す。	暗黙の高い炭素価格を排除する。
実施制限	B-C がゼロ以下となる政策、又は評価書を公表していない政策は、脱炭素政策として実施しない。	高コスト政策の負担転嫁を防ぐ。
事後評価	実績データに基づいて C を再計算し、B-C がゼロ以下となった政策は停止又は縮小する。	事前評価の形骸化を防ぐ。

評価書の対象は、名称ではなく実質で定めるべきである。CO2 削減を目的又は主要な根拠として国民負担を発生させる政策であれば、法令、告示、計画、予算、基金、税制、料金制度のいずれであっても対象に含める。これにより、規制だけを評価し、補助金や料金算入を評価しないという抜け穴を防ぐことができる。

また、評価書が公表されていない政策は実施できないものとする。C を算定できない政策は、CO2 削減効果を理由として国民負担を求める資格を欠く。C を算定した結果、B-C がゼロ以下となる政策も同様である。政策担当部局が必要性を主張する場合には、脱炭素政策としてではなく、別の政策目的に基づいて改めて説明すべきである。

光熱費抑制法案は、光熱費影響の記載も求める。もっとも、光熱費影響は判定基準そのものではない。判定基準は $B-C > 0$ である。標準家庭への年額影響、産業用電力料金への影響、賦課金又は料金算入額は、国民が政策負担を理解するための説明資料として位置付ける。これにより、判定基準の切れ味を保ちつつ、家計防衛という法案の趣旨を明確にできる。

7. 光熱費抑制委員会

制度を実効的にするには、各省が自らの政策を自ら評価するだけでは不十分である。脱炭素政策は、環境目的だけでなく、安全性、エネルギー安全保障、経済効率性、環境適合という安全性及び 3E（S+3E: Safety, Energy Security, Economic Efficiency and Environment）にまたがる。資源エネルギー庁も、エネルギー政策の基本視点として S+3E を掲げている（資源エネルギー庁 2024）。これらはいずれも有用な政策目的であるからこそ、特定の政策目的だけに評価が引きずられない審査機関が必要になる。

本稿は、内閣府に、独立色の強い第三者機関として光熱費抑制委員会を設置することを提案する。位置付けとしては、原子力委員会のように、専門性と独立性を備え、関係行政機関に対して一定の影響力を持つ機関が望ましい。委員長及び委員は国会同意人事とし、経済学、エネルギー工学、行政法、会計、産業政策、消費者政策の専門家を含める。

表 3 光熱費抑制委員会の主な機能

機能	内容
B の設定案	政府が用いる B について、科学的知見、経済影響、国際動向、国民負担を踏まえた設定案を作成する。
C 算定方法	費用範囲、基準ケース、割引率、追加性、ライフサイクル排出量の扱いについて統一基準を示す。
評価書審査	各省の評価書を審査し、C 算定が不十分な場合には修正又は再提出を求める。
事後評価	政策実施後の実績データに基づき、B-C が正であるかを検証する。
国会報告	毎年、主要脱炭素政策の C、B、B-C、国民負担、停止・見直し状況を国会に報告する。

光熱費抑制委員会の意義は、単に専門家の意見を聞くことではない。政策担当部局は、自らの政策を成立させる誘因を持つ。したがって、評価書が政策の追認資料にならないよう、独立した機関が C の算定方法と B の設定を管理し、評価書を公開審査する必要がある。

8. 技術開発政策とキル・メトリクス

脱炭素政策の中でも、技術開発政策は特に評価が甘くなりやすい。研究開発は不確実性を伴うため、短期の費用対効果だけで判断すべきでないという反論が常に成り立つからである。しか

し、将来の費用低下を理由として国民負担を求めるなら、その費用低下がどこまで実現すれば政策として意味を持つのかを、あらかじめ定める必要がある。

この点で参考になるのが、キル・メトリクス (kill metrics) である。杉山 (2023) は、Google X の技術開発事例を紹介し、プロジェクトが達成しなければならない中止条件をキル・メトリクスとして設定する発想を論じている。これは通常のマイルストーンとは異なる。マイルストーンは進捗確認の指標であるが、キル・メトリクスは、達成できなければプロジェクトを殺すための条件である。

したがって、技術開発政策に複数のキル・メトリクスを置く場合には、そのうち一つでも達成できないと判明した時点で、当該プログラムを停止しなければならない。複数指標を列挙して総合評価にすると、費用対効果が失われても、別の技術指標の進捗を理由として継続される。これはキル・メトリクスではなく、通常の事業評価にすぎない。

最も重要なキル・メトリクスは、将来の C である。技術開発評価書には、社会実装時の $B-C$ が、いつ、どの規模で、正になる見込みなのかを明記する。研究開発として一定の成果が得られていても、 $B-C$ が正になる見込みが失われた場合には、当該プログラムを脱炭素政策として継続してはならない。他の指標が良好であることは、 $B-C$ がゼロ以下になるという失敗を救済する理由にならない。

停止とは、研究者や企業の活動を禁止することではない。国が脱炭素政策として支援し続けることをやめる、という意味である。基礎研究として続ける必要があるなら、基礎科学政策として説明すればよい。安全保障上の理由で続ける必要があるなら、安全保障政策として説明すればよい。光熱費抑制法案が禁じるのは、脱炭素政策としての便益を示せない事業を、脱炭素名目で国民負担に転嫁し続けることである。

9. 結論

脱炭素政策は、 CO_2 削減量という共通単位を持つ。これは、政策評価にとって大きな利点である。政府が国民に負担を求めるなら、 CO_2 を 1 トン削減するための費用 C を示し、 $B-C$ を算定すればよい。 $B-C$ がゼロ以下となる政策は、脱炭素政策として実施しない。この一点を法律上の規律にすることが、光熱費抑制法案の中心である。

本稿が提案する制度は、脱炭素政策を一律に止めるものではない。 $B-C$ が正である政策は、脱炭素政策として実施し得る。逆に、 $B-C$ がゼロ以下となる政策は、どれほど政治的に魅力的であっても、脱炭素政策として国民負担を求める根拠を欠く。光熱費抑制法案は、脱炭素をめぐる抽象的な賛否を、費用と便益の比較に戻すための制度である。

そのためには、 B を政府が明示的に設定し、 C を各政策について算定し、独立した光熱費抑制委員会が評価書を審査し、事後評価によって実績を検証する必要がある。技術開発政策についても、将来の $B-C$ が正になる見込みをキル・メトリクスとして定め、達成できないと判明した時点で停止する。

第 I 部 論文

光熱費抑制法案のメッセージは単純である。数字を出せ。B-C がゼロ以下なら、脱炭素政策としては実施するな。高すぎる脱炭素を、国民の負担に押し付けてはならない。

付録：重要脱炭素政策評価書の標準項目案

評価書は、政策担当部局が説明したい事項を自由に並べる文書ではなく、B-C による判定を中心に据えた標準様式とする必要がある。標準項目は、次のように整理できる。

表 4 評価書の標準項目案

項目	記載内容
政策の目的	CO2 削減を目的又は主要な根拠とする政策であることを明記する。
基準ケース	政策を実施しない場合の排出量、費用、エネルギー価格を設定する。
政策実施ケース	政策実施後の排出量、費用、エネルギー価格を示す。
追加削減量	基準ケースとの差として、追加性のある CO2 削減量を算定する。
追加社会費用	国費、賦課金、料金算入、規制遵守費用、関連インフラ費用を含める。
C	追加社会費用を追加削減量で割り、円/tCO2 として示す。
B	政府が設定した B を示し、当該政策に適用する根拠を明記する。
判定	B-C>0 を満たすかを明記する。満たさない場合は脱炭素政策として実施しない。
光熱費影響	標準家庭及び主要産業への料金影響を説明資料として示す。
事後評価方法	実績値に基づく C の再計算時期、データ、停止条件を記載する。

参考文献

- EPA (2023) Report on the Social Cost of Greenhouse Gases: Estimates Incorporating Recent Scientific Advances. U.S. Environmental Protection Agency. https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-12/epa_scghg_2023_report_final.pdf (2026 年 7 月 4 日閲覧)。
- IPCC (2014) Climate Change 2014: Impacts, Adaptation, and Vulnerability. Summary for Policymakers. Working Group II Contribution to the Fifth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change. https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/02/ar5_wgli_spm_en.pdf (2026 年 7 月 4 日閲覧)。
- IRS (2025) Credit for Carbon Oxide Sequestration. Internal Revenue Service. <https://www.irs.gov/credits-deductions/credit-for-carbon-oxide-sequestration> (2026 年 7 月 4 日閲覧)。
- IRS (2026) Notice 2026-01. Internal Revenue Service. <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-26-01.pdf> (2026 年 7 月 4 日閲覧)。
- OMB (2003) Circular A-4: Regulatory Analysis. Office of Management and Budget. <https://www.reginfo.gov/public/jsp/EO/fedRegReview/CircularA4.pdf> (2026 年 7 月 4 日閲覧)。
- OMB (2025a) Rescission and Reinstatement of Circular A-4. Memorandum M-25-15. Office of Management and Budget. <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/03/M-25-15-Rescission-and-Reinstatement-of-Circular-A-4.pdf> (2026 年 7 月 4 日閲覧)。
- OMB (2025b) Guidance Implementing Section 6 of Executive Order 14154, Entitled “Unleashing American Energy.” Memorandum M-25-27. Office of Management and Budget. <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/05/M-25-27-Guidance-Implementing-Section-6-of-Executive-Order-14154.pdf> (2026 年 7 月 4 日閲覧)。
- U.S. EPA (2026) Summary of Executive Order 12866 - Regulatory Planning and Review. U.S. Environmental Protection Agency. <https://www.epa.gov/laws-regulations/summary-executive-order-12866-regulatory-planning-and-review> (2026 年 7 月 4 日閲覧)。

第 I 部 論文

経済産業省（2026a）「再生可能エネルギーの FIT 制度・FIP 制度における 2026 年度以降の買取価格等と 2026 年度の賦課金単価を設定します」2026 年 3 月 19 日。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260319004/20260319004.html>（2026 年 7 月 4 日閲覧）。

経済産業省（2026b）「規制の事前評価・事後評価」2026 年 5 月 19 日最終更新。

https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/RIA/index.html（2026 年 7 月 4 日閲覧）。

国土交通省（2025）「省エネ基準引き上げへ。脱炭素化も」<https://www.mlit.go.jp/magazine/2405/>（2026 年 7 月 4 日閲覧）。

国土交通省（2026）「規制の政策評価」

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000006.html（2026 年 7 月 4 日閲覧）。

資源エネルギー庁（2019）「エネルギー供給構造高度化法の中間目標の策定について」

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/032_04_03.pdf（2026 年 7 月 4 日閲覧）。

資源エネルギー庁（2024）「日本のエネルギー 2024 年度版」

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/energy2024/>（2026 年 7 月 4 日閲覧）。

杉山大志（2023）「政府の脱炭素投資はグーグルに学べ！予算の浪費を防ぐモンキーファースト原則」キャノングローバル戦略研究所、2023 年 12 月 26 日。https://cigs.canon/article/20231226_7815.html（2026 年 7 月 4 日閲覧）。

杉山大志（2026）『CO₂ 増加の好影響の環境経済学的評価』キャノングローバル戦略研究所ワーキングペーパー草稿。

杉山大志・今中健雄（2010）『新・これが正しい温暖化対策－日本の選択－』エネルギーフォーラム。

杉山大志（2010）「会員座談会：新・これが正しい温暖化対策 日本の選択」日本エネルギー学会。

<https://www.jie.or.jp/publics/index/436/>（2026 年 7 月 4 日閲覧）。

第Ⅱ部 国会提出資料一式

第Ⅱ部 国会提出資料一式

以下は、第Ⅰ部の論文で提案した光熱費抑制法案(脱炭素政策に係る費用便益評価及び光熱費の抑制に関する法律案)について、議員立法を想定した国会提出資料一式の案をとりまとめたものである。

目次

提出資料一覧	4
一 法律案要綱	5
脱炭素政策に係る費用便益評価及び光熱費の抑制に関する法律案要綱	5
第一 趣旨	5
第二 定義	5
第三 B の設定	5
第四 重要脱炭素政策評価書	5
第五 実施制限	5
第六 脱炭素技術開発政策	6
第七 光熱費抑制委員会	6
第八 既存政策の再評価	6
第九 施行期日等	6
二 法律案	7
脱炭素政策に係る費用便益評価及び光熱費の抑制に関する法律案	7
第一章 総則	7
第一条 目的	7
第二条 定義	7
第三条 基本理念	8
第四条 国の責務	8
第五条 他の政策目的との区分	8
第二章 トン当たり政策便益額	8
第六条 B の設定	8
第七条 B の変更	8
第八条 国会報告	9
第三章 重要脱炭素政策評価	9
第九条 重要脱炭素政策評価書の作成	9
第十条 評価書の記載事項	9
第十一条 C の算定方法	9
第十二条 委員会の確認	9
第十三条 評価書の公表	9
第十四条 規制影響分析等との関係	10
第四章 実施制限及び既存政策の再評価	10
第十五条 評価未実施政策の実施制限	10
第十六条 純便益額が正でない政策の実施制限	10
第十七条 料金転嫁の制限	10
第十八条 既存政策の再評価	10
第五章 脱炭素技術開発政策	10
第十九条 技術開発評価書	10
第二十条 中止基準の法的効果	11
第二十一条 年次確認及び停止	11
第二十二条 再開	11
第六章 光熱費抑制委員会	11
第二十三条 設置	11
第二十四条 任務	11
第二十五条 所掌事務	11
第二十六条 組織	11
第二十七条 任命	11
第二十八条 任期	12
第二十九条 身分保障	12
第三十条 職権行使の独立	12
第三十一条 服務	12
第三十二条 会議	12
第三十三条 事務局	12

第三十四条 委員会規則	12
第三十五条 資料提出要求等	12
第三十六条 意見聴取	12
第三十七条 勧告	12
第三十八条 年次報告	13
第七章 雑則	13
第三十九条 評価情報のデータベース	13
第四十条 地方公共団体への配慮	13
第四十一条 政令等への委任	13
附 則	13
附則第一条 施行期日	13
附則第二条 準備行為	13
附則第三条 初年度の B	13
附則第四条 既存政策に関する経過措置	13
附則第五条 検討	13
三 理由	14
四 提案理由説明	15
五 逐条解説	16
六 参考資料一 制度フロー及び判定手順	18
1 基本フロー	18
2 判定式	18
七 参考資料二 重要脱炭素政策評価書の標準様式案	19
八 参考資料三 想定問答	20
Q1 本法案は脱炭素政策を止める法案か。	20
Q2 なぜ光熱費抑制という名称にするのか。	20
Q3 B を政府が決めるのは恣意的ではないか。	20
Q4 B をゼロ又は負に置くこともあり得るのか。	20
Q5 なぜ光熱費影響を判定基準にしないのか。	20
Q6 既存の規制影響分析で十分ではないか。	20
Q7 行政計画まで対象に含める理由は何か。	20
Q8 委員会の確認を必須にすると政策決定が遅くならないか。	20
Q9 なぜ独立色の強い委員会が必要なのか。	20
Q10 委員会が B を決めるのか。	20
Q11 費用 C には何を含めるのか。	21
Q12 削減量の過大計上をどう防ぐのか。	21
Q13 技術開発政策を厳しくすると技術革新を妨げないか。	21
Q14 中止基準を一つでも満たせなければ停止するのは厳しすぎないか。	21
Q15 安全保障上必要な政策まで止まるのではないか。	21
Q16 既存の再エネ制度などはどうなるのか。	21
Q17 地方公共団体の政策には適用されるのか。	21
Q18 純便益額が正なら、どんな政策でも実施できるのか。	21
Q19 国会の関与はどこにあるのか。	21
Q20 この法案の一言のメッセージは何か。	21
九 参考資料四 関係法令との関係及び新旧対照表の要否	22
1 関係法令との関係	22
2 新旧対照表の要否	22
3 提出前確認事項	22

提出資料一覧

番号	文書	内容
一	法律案要綱	法案の骨格を、提出前説明に用いる形式で整理する。
二	法律案	議員立法として提出することを念頭に置いた条文案。
三	理由	法律案に添付する提出理由。
四	提案理由説明	本会議又は委員会で提出者が読み上げる説明案。
五	逐条解説	各条の趣旨及び運用上の考え方。
六	参考資料一	制度フロー及び判定手順。
七	参考資料二	重要脱炭素政策評価書の標準様式案。
八	参考資料三	想定問答。
九	参考資料四	関係法令との関係及び新旧対照表の要否。

本資料は、研究ノート「光熱費抑制法案に関する研究ノート」の方針に従い、国民負担を伴う脱炭素政策について、二酸化炭素削減 1 トン当たり費用 C と、政府が定める 1 トン当たり政策便益額 B との差である $B-C$ を判定基準とする制度を具体化したものである。

本法案は、脱炭素政策を一律に否定するものではない。政府が脱炭素を理由として規制、補助、税制上の特例、基金支出、賦課金、料金算入その他の措置を講じる場合には、 $B-C$ が正であることを示すべきである、という行政統制の制度である。

一 法律案要綱

脱炭素政策に係る費用便益評価及び光熱費の抑制に関する法律案要綱

第一 趣旨

脱炭素政策に伴う国民負担及び光熱費への影響を透明化し、費用が政策上の便益を上回る高コスト脱炭素政策の実施、支援及び料金転嫁を制限するため、重要脱炭素政策評価、二酸化炭素削減 1 トン当たり費用 C 、1 トン当たり政策便益額 B 、 $B-C$ による判定、並びに光熱費抑制委員会に関する制度を定めること。

第二 定義

この法律において、脱炭素政策とは、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出削減を目的又は主要な根拠として、国が行う規制、財政上の措置、税制上の措置、料金上の措置、行政計画、技術開発支援その他の政策をいうこと。

重要脱炭素政策とは、脱炭素政策のうち、法令等による義務又は基準を課すもの、国費、基金、税制上の特例、賦課金又は料金算入を伴うもの、行政計画として後続の負担措置の根拠となるもの、技術開発支援を伴うものその他政令で定めるものをいうこと。

C とは、重要脱炭素政策によって追加的に発生する社会費用を、追加的な二酸化炭素削減量で除した額をいうこと。 B とは、政府が二酸化炭素削減 1 トンについて政策上認める便益額として定める額をいうこと。

第三 B の設定

内閣は、毎年度、光熱費抑制委員会の意見を聴いた上で、 B を定め、公表しなければならないこと。

B は、正、零又は負の値とすることができること。内閣は、 B を定めるに当たり、気候変動に関する科学的知見、経済影響、国民負担、エネルギー政策及び財政事情を踏まなければならないこと。

内閣は、 B を定め、又は変更したときは、その根拠を国会に報告しなければならないこと。

第四 重要脱炭素政策評価書

行政機関の長は、重要脱炭素政策を決定し、実施し、支援し、又は行政計画に位置付けようとするときは、あらかじめ重要脱炭素政策評価書を作成しなければならないこと。

評価書には、政策目的、基準ケース、追加社会費用、追加的な二酸化炭素削減量、 C 、 B 、 $B-C$ 、光熱費への影響、算定の前提及び感度分析を記載しなければならないこと。

評価書は、光熱費抑制委員会の確認を受け、公表されなければならないこと。

第五 実施制限

評価書が作成されていない重要脱炭素政策、又は光熱費抑制委員会の確認を受けていない重要脱炭素政策については、国はこれを実施し、支援し、料金制度に反映し、又は行政計画に位置付けてはならないこと。

$B-C$ が零を超えない重要脱炭素政策については、国は、脱炭素政策としてこれを実施してはならないこと。

国が安全保障、産業政策、防災その他脱炭素以外の政策目的から措置を講じる場合には、その目的及び費用を別途明示し、脱炭素による便益を当該措置の正当化根拠として用いてはならないこと。

第六 脱炭素技術開発政策

行政機関の長は、脱炭素技術開発政策を実施しようとするときは、社会実装時に $B-C$ が正となるための条件、達成期限、費用低下の経路及び中止基準を記載した技術開発評価書を作成し、光熱費抑制委員会の確認を受けなければならないこと。

中止基準は、通常の進捗確認指標ではなく、達成できなければ当該プログラムを停止するための条件であること。複数の中止基準を置く場合には、その一つでも達成できないことが明らかになった時点で、当該プログラムを脱炭素政策として継続してはならないこと。

第七 光熱費抑制委員会

内閣府に、独立色の強い第三者機関として光熱費抑制委員会を置くこと。

委員会は、B の設定に関する意見、C の算定方法の策定、重要脱炭素政策評価書の確認、技術開発評価書の確認、既存政策の再評価、行政機関に対する勧告及び国会報告を所掌すること。

委員長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、独立してその職権を行うこと。

第八 既存政策の再評価

この法律の施行時に既に実施されている重要脱炭素政策については、施行後一定期間内に再評価を行うこと。再評価の結果、B-C が零を超えないものについては、新たな支援、負担、認定、契約又は料金算入を行ってはならないこと。

既に法律上の権利関係が成立している契約又は認定については、信頼保護の観点から必要な経過措置を置くこと。

第九 施行期日等

この法律は、公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。ただし、光熱費抑制委員会の設置準備その他必要な準備行為に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

政府は、施行後三年を目途として、この法律の施行状況を検討し、必要な措置を講ずること。

二 法律案

脱炭素政策に係る費用便益評価及び光熱費の抑制に関する法律案

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 トン当たり政策便益額（第六条—第八条）
- 第三章 重要脱炭素政策評価（第九条—第十四条）
- 第四章 実施制限及び既存政策の再評価（第十五条—第十八条）
- 第五章 脱炭素技術開発政策（第十九条—第二十二条）
- 第六章 光熱費抑制委員会（第二十三条—第三十八条）
- 第七章 雑則（第三十九条—第四十一条）
- 附則

第一章 総則

第一条 目的

第一条 この法律は、脱炭素政策に伴う国民負担及び光熱費への影響を透明化し、二酸化炭素削減トン当たり費用が政策上の便益を上回る脱炭素政策の実施、支援及び料金転嫁を制限するため、重要脱炭素政策評価、二酸化炭素削減トン当たり費用、二酸化炭素削減トン当たり政策便益額及び光熱費抑制委員会に関する基本的事項を定めることにより、国民生活の安定、産業競争力の維持、エネルギーの安定供給及び合理的な温室効果ガス削減に資することを目的とする。

第二条 定義

第二条 この法律において「脱炭素政策」とは、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出削減を目的又は主要な根拠として国が行う次に掲げる措置をいう。

- 一 法令、告示、判断基準、認定基準その他の規範により、国民又は事業者に義務、基準、目標又は制約を課す措置
 - 二 補助金、交付金、基金支出、出資、貸付け、債務保証、価格差支援その他財政上又は金融上の措置
 - 三 税制上の特例その他租税に関する措置
 - 四 賦課金、料金算入、料金認可その他電気、ガス、熱供給又は燃料の料金に影響を及ぼす措置
 - 五 基本計画、基本方針、工程表その他行政計画において前各号の措置の根拠又は前提となる事項を定める措置
 - 六 研究開発、実証、標準化、設備導入又は社会実装を支援する措置
 - 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める措置
- 2 この法律において「国民負担」とは、脱炭素政策により国民又は事業者が負担する租税、賦課金、料金、価格上昇、規制遵守費用、行政費用その他の費用をいう。
- 3 この法律において「光熱費」とは、電気、ガス、熱供給、灯油その他生活又は事業に用いるエネルギーの使用に係る料金その他の費用をいう。
- 4 この法律において「重要脱炭素政策」とは、脱炭素政策のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
- 一 国民又は事業者に法的義務、基準、目標又は制約を課すもの
 - 二 国費、基金、出資、貸付け、債務保証、税制上の特例その他国の財政又は金融上の措置を伴うものとして政令で定める規模以上のもの
 - 三 賦課金、料金算入又は料金認可を通じて光熱費に影響を及ぼすもの
 - 四 行政計画において前各号の措置の根拠又は前提となる数値目標、基準、工程又は事業を定めるもの
 - 五 脱炭素技術開発政策に該当するものとして政令で定める規模以上のもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国民負担又は光熱費への影響が大きいものとして政令で定めるもの
- 5 この法律において「二酸化炭素削減量」とは、脱炭素政策の実施により追加的に削減される温室効果ガスの排出量を、二酸化炭素換算量で表示したものをいう。

6 この法律において「二酸化炭素削減一トン当たり費用」とは、脱炭素政策により追加的に発生する社会費用の現在価値を、当該脱炭素政策により追加的に生ずる二酸化炭素削減量の現在価値で除して得た額をいい、以下「C」という。

7 この法律において「二酸化炭素削減一トン当たり政策便益額」とは、二酸化炭素削減一トンについて政府が政策上認める便益額として第六条第一項の規定により定める額をいい、以下「B」という。

8 この法律において「純便益額」とは、B から C を控除して得た額をいう。

9 この法律において「脱炭素技術開発政策」とは、脱炭素政策のうち、将来の二酸化炭素削減を目的又は主要な根拠として技術の研究開発、実証、標準化、設備導入又は社会実装を支援するものをいう。

10 この法律において「中止基準」とは、脱炭素技術開発政策について、当該基準を達成できないことが明らかとなった場合に当該政策を脱炭素政策として停止するため、あらかじめ定める基準をいう。

第三条 基本理念

第三条 脱炭素政策は、国民負担及び光熱費への影響を明らかにした上で、二酸化炭素削減量に照らして費用が政策上の便益を下回る場合に限り、脱炭素政策として実施されなければならない。

2 脱炭素政策の評価は、政策の名称、所管、予算区分又は制度形式にかかわらず、国民負担を生じさせる実質に即して行われなければならない。

3 脱炭素政策の評価に当たっては、既に市場において実現する削減、他の政策により実現する削減又は二重に計上された削減を、当該政策の二酸化炭素削減量に含めてはならない。

第四条 国の責務

第四条 国は、脱炭素政策に係る国民負担、光熱費への影響、C、B 及び純便益額を国民に分かりやすく示す責務を有する。

2 国は、脱炭素政策について、行政機関ごとに評価基準が異なることのないよう、統一的な算定方法及び公表方法を確保しなければならない。

第五条 他の政策目的との区分

第五条 国は、安全保障、産業政策、防災、基礎科学その他脱炭素以外の政策目的に基づき措置を講ずることを妨げられない。

2 前項の場合において、当該措置の純便益額が零を超えないときは、国は、当該措置を脱炭素政策として位置付け、又は二酸化炭素削減による便益を当該措置の正当化根拠として用いてはならない。

3 第一項の措置を講ずる行政機関の長は、当該措置の政策目的、国民負担及び評価方法を、脱炭素政策に係る評価と区分して公表しなければならない。

第二章 一トン当たり政策便益額

第六条 B の設定

第六条 内閣は、毎年度、光熱費抑制委員会の意見を聴いた上で、当該年度に適用する B を閣議により定め、公表しなければならない。

2 B は、正の額、零又は負の額とすることができる。

3 内閣は、B を定めるに当たっては、気候変動に関する科学的知見、経済影響、国民負担、エネルギー政策、財政事情その他政府の政策判断に関する事項を明らかにしなければならない。

4 第一項の規定により定められた B は、次条の規定により変更されるまでの間、引き続き適用する。

第七条 B の変更

第七条 内閣は、前条第一項の規定により定めた B について、気候変動に関する知見、経済情勢、国民負担又はエネルギー政策に重要な変更が生じたと認めるときは、光熱費抑制委員会の意見を聴いた上で、これを変更することができる。

2 内閣は、少なくとも三年ごとに、B の妥当性について検討を加えなければならない。

第八条 国会報告

第八条 内閣は、第六条第一項の規定により B を定め、又は前条第一項の規定により B を変更したときは、遅滞なく、その額及び根拠を国会に報告しなければならない。

第三章 重要脱炭素政策評価

第九条 重要脱炭素政策評価書の作成

第九条 行政機関の長は、重要脱炭素政策を決定し、実施し、支援し、行政計画に位置付け、又は料金制度に反映しようとするときは、あらかじめ、重要脱炭素政策評価書を作成しなければならない。

2 行政機関の長は、重要脱炭素政策について、制度形式を分割し、予算区分を分け、又は複数の行政計画に分散させることにより、前項の評価を免れてはならない。

第十条 評価書の記載事項

第十条 重要脱炭素政策評価書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該重要脱炭素政策の目的、根拠及び実施期間
- 二 基準ケース及び政策実施ケースの内容
- 三 当該重要脱炭素政策により追加的に発生する社会費用の額及び内訳
- 四 当該重要脱炭素政策により追加的に生ずる二酸化炭素削減量
- 五 C、その算定方法及び算定に用いた資料
- 六 B 及び純便益額
- 七 標準的な家庭、事業者及び産業用需要家の光熱費への影響
- 八 賦課金、料金算入、税制上の特例及び基金支出その他国民負担の発生経路
- 九 算定の前提、感度分析及び主要な不確実性
- 十 他の政策目的を有する場合には、その目的、評価方法及び脱炭素政策との区分
- 十一 既存の規制影響分析その他の政策評価との関係
- 十二 前各号に掲げるもののほか、光熱費抑制委員会規則で定める事項

第十一条 C の算定方法

第十一条 C は、光熱費抑制委員会規則で定めるところにより、政策実施ケースと基準ケースとの差として算定しなければならない。

2 前項の算定においては、国費、税制上の減収、基金支出、賦課金、料金算入、規制遵守費用、行政費用、関連インフラ費用、廃止又は廃棄に係る費用その他当該重要脱炭素政策により追加的に発生する社会費用を含めなければならない。

3 第一項の算定においては、当該重要脱炭素政策がなければ生じなかった追加的な二酸化炭素削減量のみを算入しなければならない。

4 C の算定に用いる割引率、評価期間、二酸化炭素換算方法、費用区分及び資料の要件は、光熱費抑制委員会規則で定める。

第十二条 委員会の確認

第十二条 行政機関の長は、第九条第一項の規定により重要脱炭素政策評価書を作成したときは、これを光熱費抑制委員会に送付し、その確認を受けなければならない。

2 光熱費抑制委員会は、前項の評価書について、C の算定が第十一条の規定及び光熱費抑制委員会規則に適合するかどうか、並びに純便益額が零を超えるかどうかを確認する。

3 光熱費抑制委員会は、評価書に不備があると認めるときは、行政機関の長に対し、修正又は再提出を求めることができる。

4 光熱費抑制委員会は、確認の結果を公表しなければならない。

第十三条 評価書の公表

第十三条 行政機関の長は、光熱費抑制委員会の確認を受けた重要脱炭素政策評価書を、当該重要脱炭素政策の決定、実施、支援、行政計画への位置付け又は料金制度への反映に先立って公表しなければならない。

2 行政機関の長は、国民が当該重要脱炭素政策の負担を理解できるよう、評価書の概要を平易な形式で併せて公表しなければならない。

第十四条 規制影響分析等との関係

第十四条 重要脱炭素政策について規制影響分析その他の政策評価を行う場合において、当該分析又は評価がこの法律の要件を満たすときは、行政機関の長は、当該分析又は評価を重要脱炭素政策評価書の全部又は一部として用いることができる。

2 前項の場合においても、C、B 及び純便益額の記載並びに光熱費抑制委員会の確認を省略することはできない。

第四章 実施制限及び既存政策の再評価

第十五条 評価未実施政策の実施制限

第十五条 国は、重要脱炭素政策評価書が作成され、光熱費抑制委員会の確認を受け、かつ公表されていない重要脱炭素政策について、これを実施し、支援し、行政計画に位置付け、又は料金制度に反映してはならない。

第十六条 純便益額が正でない政策の実施制限

第十六条 国は、純便益額が零を超えない重要脱炭素政策について、これを脱炭素政策として実施し、支援し、行政計画に位置付け、又は料金制度に反映してはならない。

2 前項の規定は、国が脱炭素以外の政策目的に基づき措置を講ずることを妨げるものではない。この場合においては、第五条第二項及び第三項の規定を適用する。

第十七条 料金転嫁の制限

第十七条 国は、第十五条又は前条第一項の規定により実施することができない重要脱炭素政策に係る費用について、賦課金、料金算入、料金認可その他の方法により光熱費に転嫁する措置を講じてはならない。

2 行政機関の長は、光熱費に転嫁される費用がある重要脱炭素政策について、転嫁額、転嫁期間及び標準的な家庭又は事業者の負担額を公表しなければならない。

第十八条 既存政策の再評価

第十八条 行政機関の長は、この法律の施行の際現に実施されている重要脱炭素政策について、施行の日から一年以内に、重要脱炭素政策評価書を作成し、光熱費抑制委員会の確認を受けなければならない。

2 前項の再評価により純便益額が零を超えないと確認された重要脱炭素政策については、国は、新たな補助、支援契約、認定、設備導入義務、賦課金又は料金算入を行ってはならない。

3 第一項の再評価が期限内に完了しない重要脱炭素政策については、国は、期限経過後、新たな補助、支援契約、認定、設備導入義務、賦課金又は料金算入を行ってはならない。

4 前三項の規定は、この法律の施行前に成立した契約、認定その他既に法律上の権利関係が発生したものの効力に影響を及ぼさない。

第五章 脱炭素技術開発政策

第十九条 技術開発評価書

第十九条 行政機関の長は、脱炭素技術開発政策を実施し、又は支援しようとするときは、あらかじめ、技術開発評価書を作成し、光熱費抑制委員会の確認を受けなければならない。

2 技術開発評価書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 対象技術、政策目的及び支援期間

二 社会実装時に想定する用途、規模及び時期

三 社会実装時の C 及び純便益額の見通し

四 C を低下させるために達成すべき技術条件及び費用条件

五 中止基準、達成期限及び確認方法

六 中止基準を達成できない場合の停止、縮小又は他政策への転換の手続

七 前各号に掲げるもののほか、光熱費抑制委員会規則で定める事項

第二十条 中止基準の法的効果

第二十条 中止基準は、当該脱炭素技術開発政策を脱炭素政策として継続するための必要条件であり、進捗を総合的に評価するための参考指標として扱ってはならない。

2 複数の中止基準が定められている場合において、その一つでも達成できないことが明らかとなったときは、行政機関の長は、当該脱炭素技術開発政策を脱炭素政策として継続してはならない。

3 技術上の進捗、設備の完成、特許の取得その他の成果は、社会実装時の純便益額が零を超える見込みが失われたことを補う理由として用いてはならない。

第二十一条 年次確認及び停止

第二十一条 行政機関の長は、脱炭素技術開発政策について、毎年度、中止基準の達成状況を確認し、その結果を光熱費抑制委員会に報告しなければならない。

- 2 光熱費抑制委員会は、前項の報告に基づき、中止基準を達成できないことが明らかであると認めるときは、行政機関の長に対し、当該脱炭素技術開発政策の停止を勧告しなければならない。
- 3 行政機関の長は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく当該脱炭素技術開発政策を停止し、その結果を公表しなければならない。

第二十二條 再開

第二十二條 前条第三項の規定により停止した脱炭素技術開発政策を再開しようとするときは、行政機関の長は、新たに技術開発評価書を作成し、光熱費抑制委員会の確認を受けなければならない。

第六章 光熱費抑制委員会

第二十三條 設置

第二十三條 この法律の定めるところにより、内閣府に、光熱費抑制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

第二十四條 任務

第二十四條 委員会は、脱炭素政策に係る国民負担及び光熱費への影響を抑制するため、Cの算定方法の統一、重要脱炭素政策評価書の確認、脱炭素技術開発政策の中止基準の確認、Bに関する意見の提出、既存政策の再評価並びに関係行政機関に対する勧告を行うことを任務とする。

第二十五條 所掌事務

第二十五條 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 Bの設定又は変更に関する内閣への意見の提出
- 二 Cの算定方法、評価書の様式及び公表方法に関する規則の制定
- 三 重要脱炭素政策評価書の確認
- 四 技術開発評価書及び中止基準の確認
- 五 脱炭素技術開発政策の停止に関する勧告
- 六 既存の重要脱炭素政策の再評価に関する確認
- 七 関係行政機関に対する資料提出要求、説明要求及び勧告
- 八 国会及び内閣総理大臣に対する年次報告
- 九 前各号に掲げるもののほか、この法律の施行に関する事務

第二十六條 組織

第二十六條 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、経済、エネルギー工学、行政法、会計、産業政策、消費者政策その他脱炭素政策の費用便益評価に関し優れた識見を有する者のうちから任命されなければならない。

第二十七條 任命

第二十七條 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会において、両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

第二十八條 任期

第二十八條 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。

第二十九條 身分保障

第二十九條 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、罷免されることがない。

- 一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他委員長又は委員たるに適しない非行があると認められるとき。

第三十條 職権行使の独立

第三十条 委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第三十一条 服務

第三十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第三十二条 会議

第三十二条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、委員会規則で定めるところにより公開する。ただし、行政機関の長から提出された資料に秘密を要するものが含まれる場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

第三十三条 事務局

第三十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

第三十四条 委員会規則

第三十四条 委員会は、この法律の施行に必要な事項について、光熱費抑制委員会規則を定めることができる。

第三十五条 資料提出要求等

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明、試算その他必要な協力を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、前項の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

第三十六条 意見聴取

第三十六条 委員会は、必要があると認めるときは、学識経験者、事業者、消費者団体その他関係者から意見を聴くことができる。

第三十七条 勧告

第三十七条 委員会は、行政機関の長がこの法律に違反して重要脱炭素政策を実施し、支援し、行政計画に位置付け、又は料金制度に反映していると認めるときは、当該行政機関の長に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、その内容を公表しなければならない。

3 行政機関の長は、第一項の勧告を受けたときは、当該勧告に対して講じた措置又は講じない理由を委員会に報告しなければならない。

第三十八条 年次報告

第三十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し、この法律の施行状況、重要脱炭素政策評価書の確認状況、純便益額が零を超えない政策の状況及び脱炭素技術開発政策の中止基準の達成状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第七章 雑則

第三十九条 評価情報のデータベース

第三十九条 委員会は、重要脱炭素政策評価書、技術開発評価書、確認結果、勧告及び年次報告を国民が容易に利用できるよう、電子情報処理組織を用いて公表しなければならない。

第四十条 地方公共団体への配慮

第四十条 国は、地方公共団体が脱炭素政策に係る費用便益評価を行う場合において、この法律に基づく評価方法を活用できるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

第四十一条 政令等への委任

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令又は光熱費抑制委員会規則で定める。

附 則

附則第一条 施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六章及び附則第二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則第二条 準備行為

第二条 委員会の委員長及び委員の任命並びに委員会規則の制定その他この法律の施行に必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

附則第三条 初年度の B

第三条 内閣は、この法律の施行の日から三月以内に、第六条第一項の規定による B を定めなければならない。

2 前項の B が定められるまでの間、国は、新たな重要脱炭素政策を実施し、支援し、行政計画に位置付け、又は料金制度に反映してはならない。

附則第四条 既存政策に関する経過措置

第四条 第十八条第一項の規定による再評価が完了するまでの間、行政機関の長は、この法律の施行の際現に実施されている重要脱炭素政策について、既に成立した契約、認定その他法律上の権利関係を履行するため必要な限度において、従前の例によりこれを継続することができる。

附則第五条 検討

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、委員会の体制及び重要脱炭素政策の評価状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 理由

脱炭素政策は、電気料金、ガス料金、賦課金、税負担、規制遵守費用その他の国民負担を通じ、国民生活及び産業活動に直接の影響を及ぼしている。他方で、これらの政策については、二酸化炭素を一トン削減するために要する費用が必ずしも明示されておらず、政策上の便益を上回る費用を国民に負担させるおそれがある。

このため、脱炭素政策について、二酸化炭素削減一トン当たり費用 C を算定し、政府が定める二酸化炭素削減一トン当たり政策便益額 B から C を控除した純便益額が正であることを確認する制度を設ける必要がある。

あわせて、評価を各行政機関の自己評価に委ねるだけでは制度の実効性を確保し難いことから、内閣府に独立色の強い第三者機関として光熱費抑制委員会を設置し、 B の設定に関する意見、 C の算定方法の統一、重要脱炭素政策評価書の確認及び脱炭素技術開発政策の中止基準の確認を行わせる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

四 提案理由説明

ただいま議題となりました「脱炭素政策に係る費用便益評価及び光熱費の抑制に関する法律案」につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

電気料金、ガス料金その他の光熱費は、国民生活に直結する基礎的な支出であります。脱炭素政策は、環境政策であると同時に、家計、企業活動、財政、エネルギーの安定供給に大きな影響を与える経済政策でもあります。したがって、国民に負担を求める政策である以上、その費用と効果は、明確で、比較可能で、検証可能な形で示されなければなりません。

本法律案の基本的な考え方は単純であります。政府が脱炭素政策を実施するなら、まず、二酸化炭素をトーン削減するためにいくらかかるのかを示すべきであります。そして、政府が政策上認めるトーン当たりの便益額から、その費用を差し引いた純便益額が正でない政策は、脱炭素政策として国民負担に転嫁してはならない、というものであります。

我が国には、規制影響分析をはじめとする政策評価の制度が存在します。しかし、脱炭素政策は、法律上の規制にとどまらず、補助金、基金、税制上の特例、賦課金、料金算入、行政計画、技術開発支援など、さまざまな形式で実施されています。そのため、現行制度だけでは、国民負担全体と二酸化炭素削減効果を横断的に把握し、政策の実施可否を判定することが困難であります。

本法律案は、重要脱炭素政策について、二酸化炭素削減トーン当たり費用 C、政府が定めるトーン当たり政策便益額 B、及び B から C を控除した純便益額を記載した評価書の作成を義務付けるものであります。評価書が作成されず、又は独立した光熱費抑制委員会の確認を受けていない政策は、実施、支援、料金転嫁又は行政計画への位置付けを認めないこととしております。

また、脱炭素技術開発政策については、単なる進捗確認ではなく、中止基準を明確に定めることとしております。中止基準を一つでも達成できないことが明らかとなった場合には、当該プログラムを脱炭素政策として継続してはなりません。将来の技術革新を理由に国民負担を求めるのであれば、その技術がいつ、どの程度の費用で、どれだけの削減を実現するのかを、あらかじめ明らかにすべきであります。

さらに、本法律案は、内閣府に光熱費抑制委員会を設置し、費用算定の方法、評価書の確認、技術開発政策の中止基準、既存政策の再評価及び国会報告を担わせることとしております。各省が自らの政策を自ら評価するだけでは、国民負担を抑制する制度として不十分であります。家計、産業競争力、エネルギー安全保障及び環境適合を横断して見る第三者機関が必要であります。

本法律案は、脱炭素政策を一律に止めるものではありません。純便益額が正である政策は、脱炭素政策として実施することができます。他方、純便益額が正でない政策は、脱炭素政策として光熱費や税負担に転嫁することを認めない、という当然の規律を設けるものであります。

高すぎる脱炭素を、国民の光熱費に押し付けてはなりません。以上が、本法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

五 逐条解説

条項	解説
第一条(目的)	本法の目的を、脱炭素政策に伴う国民負担及び光熱費への影響の透明化、並びに高コスト政策の実施制限として定める。脱炭素政策を一律に否定するのではなく、CがBを下回る政策のみを脱炭素政策として認める制度であることを明確にしている。
第二条(定義)	本法の対象を、規制に限定せず、補助金、基金、税制、賦課金、料金算入、行政計画、技術開発支援に広げる。政策の名目ではなく、脱炭素を目的又は主要根拠として国民負担を生じさせる実質を重視する。
第三条(基本理念)	政策形式の違いによる抜け穴を防ぐため、評価を実質に即して行うこと、また二酸化炭素削減量の二重計上を禁止することを定める。
第四条(国の責務)	国に対し、国民負担、光熱費影響、C、B及び純便益額を分かりやすく示す責務を課す。
第五条(他の政策目的との区分)	安全保障、産業政策、防災等の目的による措置を妨げない。ただし、純便益額が正でない措置を脱炭素政策として説明することは認めない。
第六条(Bの設定)	Bを政府が設定する政策変数として位置付ける。Bは自然科学上の定数ではなく、政府が国民に対して明示する政策判断である。
第七条(Bの変更)	経済情勢や政策判断の変化に対応するため、Bの変更手続を置く。少なくとも三年ごとの検討を義務付ける。
第八条(国会報告)	Bの設定及び変更について国会報告を義務付け、政府が暗黙の数値を用いて脱炭素政策を正当化することを防ぐ。
第九条(重要脱炭素政策評価書の作成)	政策決定、実施、支援、行政計画への位置付け、料金制度への反映の前に評価書作成を義務付ける。制度を小分けにして評価を免れることを禁止している。
第十条(評価書の記載事項)	評価書の中核をC、B及び純便益額に置く。光熱費影響は判定基準そのものではなく、国民負担を理解するための説明項目として位置付ける。
第十一条(Cの算定方法)	Cを政策実施ケースと基準ケースとの差として算定することを定める。費用には、予算支出だけでなく、料金算入、規制遵守費用、関連インフラ費用を含める。
第十二条(委員会の確認)	各省の自己評価にとどめず、光熱費抑制委員会の確認を義務付ける。委員会は、Cの算定適合性及び純便益額の正負を確認する。
第十三条(評価書の公表)	国民が政策負担を理解できるよう、評価書及び概要の公表を義務付ける。
第十四条(規制影響分析等との関係)	既存の規制影響分析を否定せず、本法の要件を満たす限り活用できることを定める。ただし、C、B及び純便益額の記載と委員会確認は省略できない。
第十五条(評価未実施政策の実施制限)	評価書の作成、確認及び公表を、重要脱炭素政策の実施前提とする。数字を出せない政策は実施できないという規律である。
第十六条(純便益額が正でない政策の実施制限)	本法案の中心条項である。純便益額が零を超えない政策は、脱炭素政策として実施できない。
第十七条(料金転嫁の制限)	評価未実施又は純便益額が正でない政策について、光熱費への転嫁を禁止する。法案名である光熱費抑制を具体化する条項である。
第十八条(既存政策の再評価)	既に実施されている政策についても再評価を求める。ただし、既に成立した契約や認定の効力には影響を及ぼさない経過措置を置く。
第十九条(技術開発評価書)	技術開発政策について、社会実装時のC及び純便益額の見通しを明記させる。研究開発名目で費用対効果の検証を免れることを防ぐ。
第二十条(中止基準の法的効果)	中止基準を単なる参考指標ではなく、プログラム停止の条件として位置付ける。一つでも達成不能となれば継続できない。
第二十一条(年次確認及び停止)	中止基準の達成状況を毎年度確認し、達成不能の場合には委員会が停止を勧告する手続を定める。
第二十二条(再開)	停止後に再開する場合には、新たな評価書と委員会確認を求める。
第二十三条(設置)	内閣府に、内閣総理大臣の所轄に属する光熱費抑制委員会を置く。独立性と政府全体を横断する位置付けを確保する趣旨である。
第二十四条・第二十五条(任務及び所掌事務)	Bへの意見、Cの算定方法、評価書の確認、技術開発政策の中止基準、既存政策の再評価、勧告及び国会報告を所掌事務とする。
第二十六条から第三十一条まで(組織、任命、任期等)	委員長及び六人の委員による合議制とし、国会同意人事、任期、身分保障及び職権行使の独立を定める。
第三十二条から第三十八条まで(会議、事務局、資料提出、勧告、年次報告)	委員会の運営、関係行政機関への資料提出要求、勧告及び国会への年次報告を定め、制度の実効性を確保する。
第三十九条から第四十一条まで(雑則)	評価情報のデータベース化、地方公共団体への支援及び政令等への委任を定める。
附則	施行期日、準備行為、初年度のB、既存政策の経過措置及び施行後三年を目途とする見直しを定める。

六 参考資料一 制度フロー及び判定手順

1 基本フロー

段階	手続	内容
1	B の設定	内閣が光熱費抑制委員会の意見を聴き、年度ごとの B を閣議決定し、公表する。
2	政策案の作成	行政機関が脱炭素政策を企画する。政策の形式が規制、補助、税制、料金制度又は行政計画のいずれであっても対象となる。
3	重要性判定	国民負担、光熱費影響、規制性、料金転嫁又は技術開発支援の有無により、重要脱炭素政策に該当するかを判定する。
4	C の算定	追加社会費用を追加的な二酸化炭素削減量で除し、C を算定する。
5	純便益額の算定	B から C を控除し、純便益額を算定する。
6	委員会確認	光熱費抑制委員会が評価書を確認する。算定が不適切な場合は修正又は再提出を求める。
7	実施可否	純便益額が零を超える場合に限り、脱炭素政策として実施できる。零を超えない場合は実施、支援及び料金転嫁を認めない。
8	事後評価	実施後の費用、削減量、光熱費影響を確認し、委員会が年次報告で国会に報告する。

2 判定式

$C = \text{追加社会費用の現在価値} \div \text{追加的な二酸化炭素削減量の現在価値}$

$\text{純便益額} = B - C$

実施可能条件: $\text{純便益額} > 0$

判定基準は純便益額が零を超えるかどうかである。光熱費影響、産業影響、事業者負担等は重要な説明資料であるが、脱炭素政策としての実施可否は純便益額によって判定する。

七 参考資料二 重要脱炭素政策評価書の標準様式案

評価書は、政策担当部局が任意に説明事項を並べる文書ではなく、純便益額による判定を中心に置く標準様式とする。以下は、委員会規則で定める様式のたたき台である。

番号	項目	記載事項
1	政策の名称	政策名、所管、根拠法令又は行政計画、担当部局を記載する。
2	政策目的	脱炭素を目的又は主要根拠とする部分を明記する。他目的がある場合は区別する。
3	政策手段	規制、補助金、基金、税制上の特例、賦課金、料金算入、行政計画、技術開発支援等の別を記載する。
4	基準ケース	政策を実施しない場合の排出量、費用、技術導入、エネルギー価格を記載する。
5	政策実施ケース	政策を実施した場合の排出量、費用、技術導入、エネルギー価格を記載する。
6	追加社会費用	国費、基金、税制上の減収、賦課金、料金算入、規制遵守費用、関連インフラ費用を含める。
7	追加的な削減量	二酸化炭素換算トンで記載する。追加性及び二重計上の排除を説明する。
8	C	追加社会費用を追加的な削減量で除した額を記載する。
9	B	当該年度に内閣が定めた B を記載する。
10	純便益額	B から C を控除した額を記載する。零を超える場合のみ脱炭素政策として実施可能。
11	光熱費影響	標準家庭、低所得世帯、中小企業、産業用需要家への影響を記載する。
12	算定資料	用いた統計、モデル、単価、割引率、技術前提、感度分析を添付する。
13	既存評価との関係	規制影響分析、政策評価、審議会資料等がある場合は対応関係を示す。
14	委員会確認欄	確認日、確認結果、修正指示の有無、少数意見がある場合の概要を記載する。

八 参考資料三 想定問答

Q1 本法案は脱炭素政策を止める法案か。

止める対象は、費用が政策上の便益を上回る脱炭素政策である。純便益額が正である政策は、脱炭素政策として実施できる。本法案は、脱炭素政策の賛否ではなく、国民負担を伴う政策に最低限必要な費用便益評価を義務付けるものである。

Q2 なぜ光熱費抑制という名称にするのか。

脱炭素政策の費用は、税、賦課金、料金算入、規制遵守費用を通じ、最終的に家計や企業の光熱費に反映される。国民に見えにくい負担を抑制することが本法案の中心であるためである。

Q3 Bを政府が決めるのは恣意的ではないか。

Bは気候科学だけから一義的に導かれる数値ではない。損害関数、割引率、適応、地域分布、好影響の扱いにより値は大きく変わる。だからこそ、政府が暗黙に用いるのではなく、明示して国会と国民に説明する制度が必要である。

Q4 Bをゼロ又は負に置くこともあり得るのか。

あり得る。政府が、国民負担を伴う脱炭素政策を正当化する純便益が存在しないと判断する場合には、Bをゼロ又は負に置くことも制度上可能である。その場合、脱炭素以外の目的で政策を行うなら、その目的で別途説明することになる。

Q5 なぜ光熱費影響を判定基準にしないのか。

判定基準を複数置くと、費用対効果の悪い政策が別の指標を理由に継続されやすい。光熱費影響は国民負担を理解するための重要な説明資料であるが、脱炭素政策としての可否は純便益額に一本化する。

Q6 既存の規制影響分析で十分ではないか。

規制影響分析は重要な制度であるが、脱炭素政策は補助金、基金、税制、賦課金、料金算入、行政計画を通じても実施される。本法案は、既存の規制影響分析を否定せず、脱炭素政策についてC、B及び純便益額の算定を義務付けることで実質化する。

Q7 行政計画まで対象に含める理由は何か。

行政計画に記載された目標や工程表が、後に規制、補助、税制、料金制度の根拠となることが多い。国民負担が発生する前段階で評価するため、行政計画も対象に含める必要がある。

Q8 委員会の確認を必須にすると政策決定が遅くならないか。

国民負担を伴う政策について、費用と便益を示すことは政策決定の前提である。迅速性を理由に評価を省略すると、結果として高コスト政策が固定化され、家計と産業に長期負担を残す。

Q9 なぜ独立色の強い委員会が必要なのか。

各省は自らの政策を推進する誘因を持つ。政策担当部局の自己評価だけでは、Cが過小に、削減量が過大に算定されるおそれがある。委員会は、政府全体を横断する第三者的な審査機関として必要である。

Q10 委員会がBを決めるのか。

Bを最終的に定めるのは内閣である。委員会は、Bの設定に関する意見を提出し、算定方法と評価書を確認する。Bは政策変数であるため、政府が責任を持って公表し、国会に説明する。

Q11 費用Cには何を含めるのか。

予算支出だけでなく、税制上の減収、基金支出、賦課金、料金算入、規制遵守費用、行政費用、関連インフラ費用を含める。費用を予算の外に出して見えにくくすることを防ぐためである。

Q12 削減量の過大計上をどう防ぐのか。

追加性のある削減だけを算入し、市場で自然に進む削減、他政策による削減、二重計上された削減は除外する。委員会は、この点を評価書確認の対象とする。

Q13 技術開発政策を厳しくすると技術革新を妨げないか。

本法案は研究者や企業の研究を禁止するものではない。国が脱炭素政策として支援する場合に、将来の純便益額が正になる見込みを中止基準として明示させるものである。基礎研究として続けるなら、基礎科学政策として説明すればよい。

Q14 中止基準を一つでも満たせなければ停止するのは厳しすぎないか。

中止基準とは、達成できなければ政策を停止するための条件である。複数指標を総合評価にすると、Cが高すぎて別の指標を理由に継続される。これでは中止基準ではなく通常の進捗管理になってしまう。

Q15 安全保障上必要な政策まで止まるのではないか。

止まるのは、脱炭素政策として国民負担を正当化することだけである。安全保障上必要な政策であれば、安全保障政策として目的、費用及び効果を説明すればよい。本法案は、政策目的のすり替えを防ぐものである。

Q16 既存の再エネ制度などはどうなるのか。

施行後一年以内に再評価を行う。再評価が完了しないもの、又は純便益額が正でないものについては、新たな支援、認定、負担又は料金算入を認めない。既に成立した契約や認定については、経過措置により信頼保護を図る。

Q17 地方公共団体の政策には適用されるのか。

本法案の直接の義務付け対象は国である。地方公共団体については、評価方法を活用できるよう国が支援する。将来的には、地方の補助制度や条例において同様の評価基準を導入することが考えられる。

Q18 純便益額が正なら、どんな政策でも実施できるのか。

本法案は脱炭素政策としての最低条件を定めるものである。純便益額が正であっても、財政規律、競争政策、エネルギー安定供給、環境影響、他法令への適合性は別途検討される。

Q19 国会の関与はどこにあるのか。

Bの設定及び変更は国会報告の対象であり、委員会も毎年、施行状況を国会に報告する。委員長及び委員は国会同意人事とする。

Q20 この法案の一言のメッセージは何か。

数字を出せ。純便益額が正でなければ、脱炭素政策として実施するな。高すぎる脱炭素を、国民の光熱費に押し付けてはならない。

九 参考資料四 関係法令との関係及び新旧対照表の要否

1 関係法令との関係

法令・制度	本法案との関係
行政機関が行う政策の評価に関する法律	本法案は、政策評価制度を置き換えるものではない。脱炭素政策について、C、B 及び純便益額の算定を追加的に義務付ける特別法として位置付ける。
規制影響分析	規制影響分析が本法案の要件を満たす場合には、評価書の全部又は一部として活用できる。ただし、C、B 及び純便益額の記載と委員会確認は省略できない。
電気事業法・ガス事業法等	料金認可又は料金算入を通じて光熱費に転嫁される費用について、本法案上の評価及び実施制限を受ける。
再エネ特措法等の賦課金制度	賦課金を通じて国民負担を生じさせる脱炭素政策は、重要脱炭素政策として評価対象となる。
内閣府設置法	光熱費抑制委員会は、本法に基づき内閣府に置かれる委員会として設計する。

2 新旧対照表の要否

本案は、単独新法として構成している。光熱費抑制委員会については、本法律案自体に設置根拠、任務、所掌事務、組織、任命、職権行使の独立及び委員会規則に関する規定を置く。このため、現時点の案では、既存法律の条文を直接改正する新旧対照表は作成していない。

もっとも、提出前の制度整理において、内閣府設置法の所掌事務又は外局一覧に明示的な整備規定を置く方針を採る場合には、附則に同法の一部改正規定を追加し、その新旧対照表を作成することになる。

3 提出前確認事項

論点	整理
B の決定主体	本案では内閣が決定し、委員会が意見を述べる構成としている。委員会に決定権を持たせる案も理論上あり得るが、B は政策変数であるため、内閣の説明責任に置く方が制度趣旨に合う。
委員会の位置付け	本案では内閣府の委員会として設置する。外局としての位置付けを明確にする場合、内閣府設置法との関係を最終整理する。
既存契約の扱い	施行前に成立した契約又は認定の効力には影響を及ぼさない経過措置を置いた。新規支援及び新規料金転嫁は再評価後に制限する。
地方公共団体	本案では直接義務ではなく支援規定にとどめた。国の補助を受ける地方事業については、補助要綱で本法案の評価様式を準用する設計が考えられる。
罰則	本案では行政内部統制を中心とし、罰則は置いていない。実効性は、評価未実施政策の実施禁止、料金転嫁禁止、委員会勧告及び国会報告によって確保する。